

## 日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部部員昇格制度

### 【登録の取り消しまたは削除される場合】

1. 2年以上、年間活動報告書を提出しなかったとき
2. 日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部部員としてふさわしくない行動があったとき、またはその様な事態が生じたとき

### 【昇格規定】

CからBあるいはBからAへの昇格は、それぞれの条件を満たし、トレーナー部委員2名以上の推薦、さらにB級への昇格はトレーナー部委員会の、A級への昇格は医事委員会それぞれの承認により決定する。

#### ＜ 条件 ＞

1. それぞれの級において、実習経験を1年以上行った者で、トレーナー部部員として派遣された合宿・大会の報告書、および所属団体などのトレーナー活動について、当部所定の年間活動報告書を提出した者
2. 過去3年間に少なくとも1回は陸連トレーナー部主催の研修会を受講している者
3. 陸上競技に携わるトレーナー活動を継続して行っている、または、トレーナー部が依頼する派遣希望を提出している者

### 【級ごとの派遣対象大会および遠征】

B級トレーナーは、日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部部員として、国内大会（国内で開催される国際大会を含む）、および各地方大会への派遣対象者となる。

A級トレーナーは、日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部部員として、国際大会、国内大会、および海外遠征への派遣対象者となる。

### 【昇格の取消】

昇格を認めた者でも、次項に該当したときは昇格を取り消す事がある。

1. 本人が昇格を辞退したとき
2. 提出された活動報告書に偽りがあったとき
3. 日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部が開催するトレーナー研修会に2年以上出席しなかったとき
4. 日本陸上競技連盟医事委員会トレーナー部部員として、2年以上、国内、国外の大会、合宿、遠征などに参加しなかったとき、活動希望を提出しなかったとき

### 【昇格の通知】

審査により昇格した者には、文書にて昇格の通知を行う。